



JA海外債券 ファンド

追加型投信／海外／債券

委託会社

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図を行います。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第372号

受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

詳細情報の入手方法

お問い合わせ先:

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

《フリーダイヤル》

0120-439-244(営業日の9:00～17:00)

《ホームページ》

<https://www.ja-asset.co.jp/>

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

投資信託説明書(請求目論見書)には約款の全内容が記載されています。

商品分類及び属性区分表

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型投信	海外	債券

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券: 債券(一般))	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人 資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。
定義などの詳細については、
一般社団法人 資産運用業協会のホームページ <https://www.imaj.or.jp/> をご覧ください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の 合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	4兆1,254億円

(資本金と純資産総額は、2026年5月末現在)

本書により行うJA海外債券ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月16日に関東財務局長に提出しており、2026年7月17日にその効力が発生しております。
ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、事前に投資者(受益者)の皆様の意向を確認いたします。
投資信託の財産は、受託会社において「信託法」に基づき、委託会社等の財産とは分別して管理されております。
投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求目論見書を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておいてください。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

- ✓ この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ✓ FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)を中長期的に上回る成果を目指します。

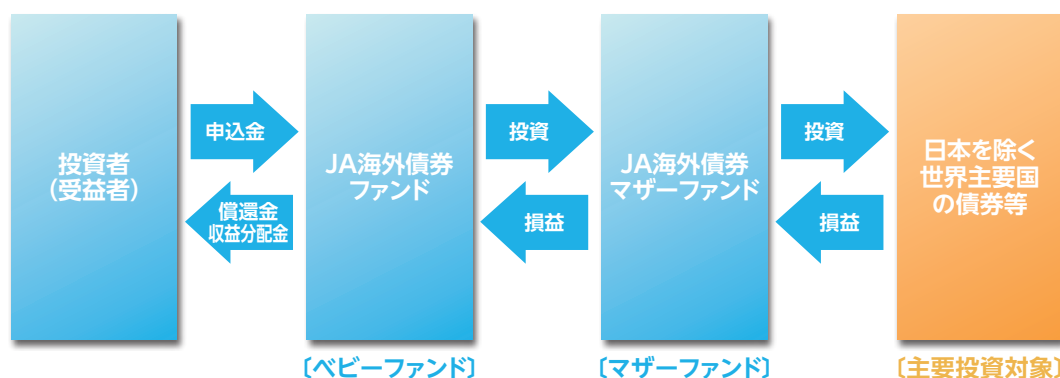
ファンドの特色

1 日本を除く世界各国の債券等に投資します。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 当ファンドは、JA海外債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債を中心とした公社債等へ投資します。
- 投資対象とする債券は、原則として投資適格債(BBB-格相当以上)とし、ポートフォリオ全体の平均格付け(保有している債券に係る信用格付けを加重平均したもの)は原則としてA格以上を維持します。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



2

FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)を中長期的に上回る成果を目指します。

- 当ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)をベンチマーク※とします。
※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。当インデックスの主な構成国は、米国・カナダ(北米)・中国・ドイツ・フランス・イタリア・英国(欧州)・シンガポール・オーストラリア(アジア・オセアニア)などです。
- 当ファンドの運用にあたっては、同インデックス(米ドルベース)をもとに、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものを採用しています。
- 当インデックスは、年金の外国債券運用等においてもベンチマークとして数多く採用されています。

主な投資制限

- JA海外債券マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

毎年10月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3

マザーファンドの外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。

- 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントがベンチマーク対比で以下の運用を行います。これらの運用手法に広く分散することによって、安定的な超過収益の獲得を目指します。また、ベンチマーク対比でのリスク管理も行います。

トップダウン・アプローチ

国別配分	投資対象国別およびグローバルなファンダメンタルズ分析と各国別の債券および通貨のリスク・リターン分析に基づき、相対的に魅力的な国の債券や通貨の投資比率を引き上げます。
デュレーション調整	ファンダメンタルズ分析に基づく金利見通しによりファンドの組入債券の入れ替え等によるデュレーション調整を行います。
イールドカーブ調整	イールドカーブ(金利の利回り曲線)の動きを予測してファンドの組入債券の残存期間別配分を調整します。
通貨配分	投資対象国のファンダメンタルズ分析によって為替相場の動きを予測して、ファンド全体に対するリスク管理に配慮しつつ、為替ポジション調整を行います。
セクター配分	セクター別のファンダメンタルズ分析に基づき、金利スプレッド比較等のセクター調査を行い、相対的に魅力的なセクター(国債、社債等の債券種別)の投資比率を引き上げます。

ボトムアップ・アプローチ

個別銘柄選択	投資適格銘柄のうち財務・信用力分析、相対的バリュエーション分析に基づき割安な銘柄の債券を選択します。
--------	--

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

- 特 徴：**
- 世界で最古の運用機関のひとつ
 - 世界で有数の運用機関のひとつ
 - グローバルな事業展開
- 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
- ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界60ヵ国以上の3,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

金利変動リスク

一般に、債券(公社債等)の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇(低下)した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落(上昇)し、ファンドの基準価額が下落(上昇)する要因となります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動(円高・円安)の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高(円安)となった場合には、ファンドの基準価額が下落(上昇)する要因となります。

信用リスク

一般に、債券等の発行体(国・企業等)が財政難や業績不振に陥り、当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等の債務不履行が生じた場合またはその可能性が高まった場合には、ファンドに組入れている債券等の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスク管理体制

■ フロントにおけるリスク管理体制

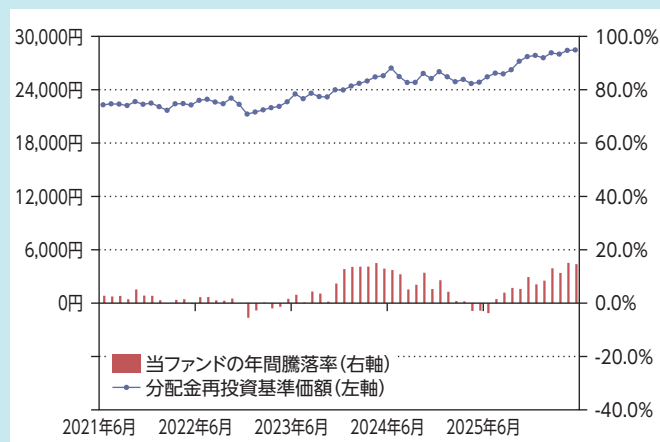
フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、国別配分・通貨配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、投資ガイドラインや個別ファンド運用会議で決められた投資方針の範囲内となるよう、管理を行っています。

■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

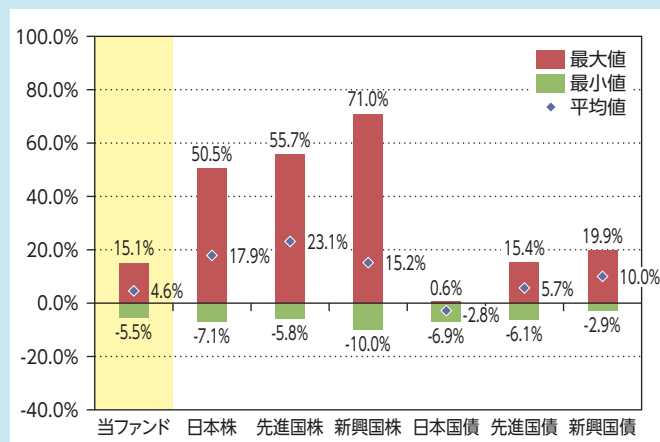


*2021年6月～2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



*2021年6月～2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… 配当込みTOPIX

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

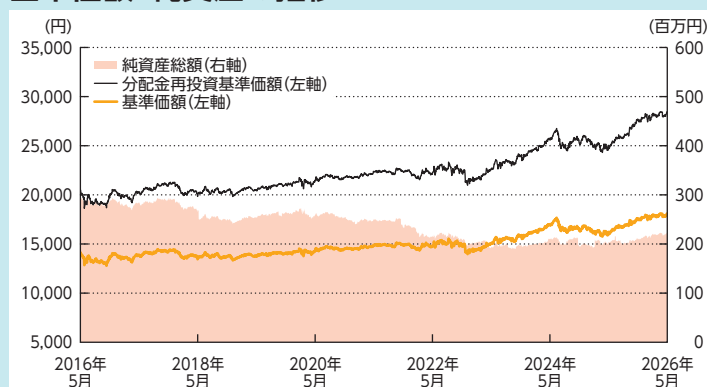
先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「配当込みTOPIX」の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
21期 2021年 10月 18日	0円
22期 2022年 10月 17日	0円
23期 2023年 10月 16日	130円
24期 2024年 10月 16日	310円
25期 2025年 10月 16日	330円
設定来累計	6,029円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

JA海外債券ファンド

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA海外債券マザーファンド	99.5
短期資産等	0.5

JA海外債券マザーファンド

《組入上位銘柄》

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	US TREASURY 3.875 300430	アメリカ	米ドル	3.875	2030/4/30	7.9	国債
2	US TREASURY 3.75 310131	アメリカ	米ドル	3.75	2031/1/31	7.3	国債
3	BUND 2.2 340215	ドイツ	ユーロ	2.2	2034/2/15	6.8	国債
4	CGB 2.55 281015	中国	オフショア人民元	2.55	2028/10/15	6.6	国債
5	T-BOND 1.75 410815	アメリカ	米ドル	1.75	2041/8/15	3.3	国債
6	T-BOND 2.0 510815	アメリカ	米ドル	2.0	2051/8/15	2.9	国債
7	CGB 2.35 340225	中国	オフショア人民元	2.35	2034/2/25	2.9	国債
8	UK TSY GILT 4.875 360731	イギリス	英ポンド	4.875	2036/7/31	2.5	国債
9	US TREASURY N/B 4 351115	アメリカ	米ドル	4.0	2035/11/15	2.0	国債
10	CANADA T-BILL 0 260715	カナダ	カナダドル	0	2026/7/15	2.0	国債

《組入上位通貨》

	通貨	組入比率(%)
1	米ドル	42.3
2	ユーロ	29.7
3	オフショア人民元	12.6
4	英ポンド	5.5
5	カナダドル	2.4

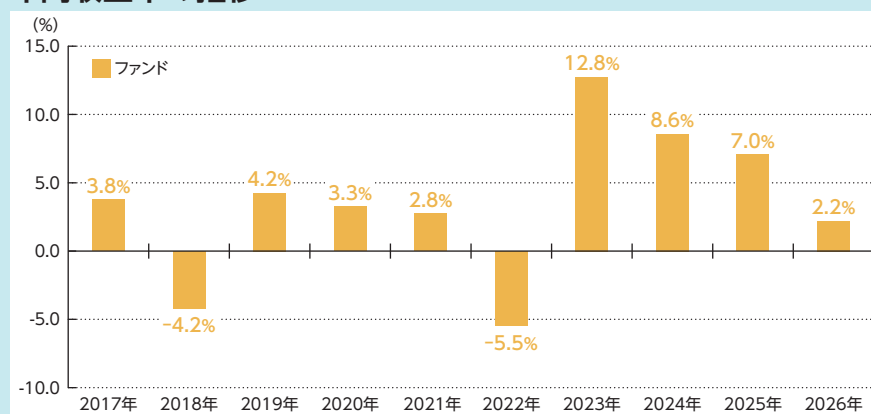
《組入上位国》

	国名	組入比率(%)
1	アメリカ	37.1
2	中国	12.1
3	ドイツ	10.2
4	カナダ	8.0
5	フランス	4.3

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2026年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社の指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から支払いを行います。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、購入・換金の申込受付を行いません。（詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2026年7月17日から2027年1月15日までとします。（継続申込期間） 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等により購入・換金の申込受付が中止または取消しとなることがあります。
信託期間	無期限（設定日：2000年12月22日）
繰上償還	受益権の総口数が5億口を下回った場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年10月16日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎年10月の決算時に分配を行います。販売会社との契約によっては、税引き後、無手数料で再投資が可能です。（年1回）
信託金の限度額	1兆円を限度とします。
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年10月の決算時及び償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社より知れている投資者（受益者）に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年5月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

※確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

ファンドの費用・税金

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	<通常の申込> 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じた額です。 ご購入時の手数料率の上限は1.65% (税抜1.5%)です。 <確定拠出年金制度に基づく申込> 無手数料			
	購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.20% を乗じた額を、換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、純資産総額に 年1.32% (税抜1.20%) を乗じた額を計上します。		信託報酬＝運用期間中の基準価額× 信託報酬率	
	毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。			
	内訳 (税抜)	委託会社	年0.65%	ファンドの運用と調査、受託会社への 指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年0.50%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
(運用委託先報酬)	マザーファンドの運用の委託先であるウエリントン・マネージメントが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の純資産総額に年0.5%以内の率を乗じて得た額に当ファンドの持分割合を乗じて得た額とします。			
その他の費用・手数料	以下のその他費用・手数料については、信託財産中から支払われます。 ・監査法人等に支払うファンドの財務諸表の監査に要する費用 ・有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・資産を外国で保管する場合の費用 等 監査費用は毎日計上し、毎計算期間末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度信託財産中から支払われます。 ※定期的に見直されるものや運用状況等により変動するものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※ファンドの費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《税金》

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2026年5月末現在のもので、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

《参考情報：ファンドの総経費率》

直近の運用報告書作成の対象期間(2024年10月17日～2025年10月16日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)		
	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.41%	1.33%	0.08%

- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。